

北海道告示第10494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和6年3月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 (1) 施行者の名称

函館市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

函館圏都市計画下水道事業 函館公共下水道

(3) 事業施行期間

昭和24年1月27日から令和11年3月31日まで

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更無し

イ 使用の部分

昭和24年建設省告示第45号、昭和25年建設省告示第43号、昭和26年建設省告示第67号、昭和33年建設省告示第504号、昭和37年建設省告示第2292号、昭和41年建設省告示第929号、昭和41年建設省告示第2916号、昭和46年北海道告示第1427号、昭和47年北海道告示第1464号、昭和49年北海道告示第2430号、昭和51年北海道告示第2195号、昭和51年北海道告示第2196号、昭和53年北海道告示第3506号、昭和56年北海道告示第325号、昭和58年北海道告示第1046号、昭和61年北海道告示第512号、昭和62年北海道告示第379号、平成2年北海道告示第452号、平成3年北海道告示第703号、平成4年北海道告示第1956号、平成6年北海道告示第795号、平成8年北海道告示第525号、平成11年北海道告示第869号、平成12年北海道告示第2002号、平成15年北海道告示第173号、平成15年北海道告示第1902号、平成18年北海道告示第10046号、平成20年北海道告示第10341号、平成21年北海道告示第10555号、平成24年北海道告示第10499号、平成28年北海道告示第10252号及び平成31年北海道告示第10245号の事業地のうち、函館市日吉4丁目及び山の手3丁目地内において事業地を変更する。

- 2 (1) 施行者の名称  
岩内町
  - (2) 都市計画事業の種類及び名称  
岩内都市計画下水道事業 岩内・共和公共下水道
  - (3) 事業施行期間  
平成11年10月1日から令和11年3月31日まで
  - (4) 事業地
    - ア 収用の部分  
変更無し
    - イ 使用の部分  
平成11年北海道告示第1689号、平成15年北海道告示第1168号、平成16年北海道告示第10542号、平成21年北海道告示第10385号、平成22年北海道告示第10405号、平成24年北海道告示第10328号、平成28年北海道告示第10284号平成31年北海道告示第10400号の事業地のうち、岩内郡岩内町字東山、字栄、字高台、字相生、字宮園において事業地を変更する。
- 
- 3 (1) 施行者の名称  
共和町
  - (2) 都市計画事業の種類及び名称  
岩内都市計画下水道事業 共和公共下水道
  - (3) 事業施行期間  
平成11年10月1日から令和11年3月31日まで
  - (4) 事業地
    - ア 収用の部分  
変更無し
    - イ 使用の部分  
変更無し
- 
- 4 (1) 施行者の名称  
白老町
  - (2) 都市計画事業の種類及び名称  
苫小牧圏都市計画下水道事業 白老公共下水道事業
  - (3) 事業施行期間  
昭和42年4月24日から令和11年3月31日まで
  - (4) 事業地
    - ア 収用の部分  
変更無し
    - イ 使用の部分  
変更無し

- 5 (1) 施行者の名称  
大空町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称  
網走女満別都市計画下水道事業 網走女満別公共下水道
- (3) 事業施行期間  
平成12年1月18日から令和11年3月31日まで
- (4) 事業地
- ア 収用の部分  
変更無し
- イ 使用の部分  
変更無し